

大規模展示会等出展支援事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北九州市内の中小企業者が新たに開発した製品若しくは技術（以下「新製品等」という。）の新市場又は販路の開拓を目的として、展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）に出展する場合に必要な経費の一部を助成することにより、新製品等の新市場又は販路の開拓を促進し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この要綱に定める大規模展示会等出展支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者（以下「中小企業等」という。）であること。
- （2）市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- （3）市税を滞納していないこと。
- （4）株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業等以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。その他の会社の場合にあっては、出資金額が2分の1を超えて中小企業等以外の会社に属していないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- （6）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、大規模の展示会等に新製品等を出展する事業とし、即売を目的とした展示会等を除く。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、展示会等に出展する事業に要する経費のうち、当該出展に際して使用する会場の展示用ブースに係る1区画部分に相当する借上料とする。

（助成金の交付及び額）

第5条 市長は、第2条各号に掲げる要件の全てを満たす者が第3条に規定する助成対象事業を行う場合、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の額は、助成対象事業に係る助成対象経費とし、40万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同一の助成対象事業及び助成対象経費について、この助成金とは別に国、県、市若しくはこれらの関係団体又は民間団体による他の助成を受ける、又は受けた場合の併給を認めないものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に市長が定める書類を添付して、別に定める募集期間までに市長に申請しなければならない。

2 同一年度内における申請は、1申請者につき1回限りとする。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（助成対象事業の実施）

第8条 前条の規定による助成金の交付を可とする決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の日の属する年度の3月31日までに助成対象事業の実施及び助成対象経費に係る全ての支払いを完了しなければならない。

2 助成事業者は、助成対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、別に定める変更承認申請書に、変更の内容が確認できる書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、20日以内又は前条の規定による交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に別に定める実績報告書に市長が定める書類を添付して市長に提出しなければならない。その後、第2回目実績報告を別に定める2回目実績報告書で別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき助成金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより助成事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

（1）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

（2）助成金を他の用途に使用したとき。

（3）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合は、助成事業者に対し、通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができる。

（市の中小企業情報に関する広報活動への協力）

第13条 助成金の交付を受けた助成事業者は、市の中小企業情報に関する広報活動に協力するものとする。

（北九州市補助金等交付規則との関係）

第14条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

（電子情報処理組織による申請）

第15条 第6条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係

る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第6条に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、平成21年4月1日以後に行われる事業について適用する。

(大規模展示会等出展支援事業実施要綱の廃止)

3 大規模展示会等出展支援事業実施要綱(平成17年6月2日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。